



上尾市の外郭団体に対する関与の あり方に関する指針

令和7年5月

目次

1	本指針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	対象となる上尾市の外郭団体・・・・・・・・・・	1
3	外郭団体に求める姿・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	外郭団体に対する市の関与のあり方・・・・・・・・	4
5	実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

1 本指針策定の趣旨

本市の外郭団体は、高度経済成長期に多様化する行政ニーズに対応するため、本市と密接な連携のもと、公共的・公益的な事業やサービスの提供を効率的・効果的に行うために設立され、行政を補完・代行し、公共サービスを安定的に提供してきました。

一方で、地方自治法の改正による指定管理者制度の創設をはじめとした社会情勢の変化により、外郭団体の設置目的であった事業に対し、民間事業者が参入する機会が増えるようになってきました。

さらに、外郭団体の設立から一定の年数が経過したことから、外郭団体が事業の実施主体とすることの妥当性や、設立時の目的に沿った運営が行われているかなど、様々な確認も必要となってきました。

加えて、本市においては、超高齢社会の進行による社会保障関係費の増加や、公共施設老朽化への対応など、厳しい財政状況が続いており、外郭団体の経営状況等について適切な把握等を行い、出資や運営補助等の適正化により一層努める必要があります。

そこで、質の高い公的サービスの提供を維持しつつ、外郭団体における人的・財政的資源を有効に活用し、効果的かつ効率的に事業を実施していくため、外郭団体に求める姿と市の外郭団体に対する関与のあり方について定めるものです。

2 対象となる上尾市の外郭団体

(1) 外郭団体の定義

この指針において、「外郭団体」とは、次のいずれかに該当する団体を指します。

- ア 本市が出資又は出捐（以下、「出資等」という。）している額の割合が団体の資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上である団体
- イ 出資等の額に関わらず、本市の職員が役員として在籍する団体

【参考】 地方自治法に基づく地方公共団体の長等による外郭団体への関与

出資等比率 50%以上	・ 予算執行に関する長の調査権（第 221 条第 3 項） ・ 長の議会に対する経営状況の提出義務（第 243 条の 3 第 2 項）
出資等比率 25%以上	・ 監査委員の監査（第 199 条第 7 項） ・ 包括外部監査契約に基づく外部監査人の監査（第 252 条の 37 第 4 項）

なお、上記以外に、社会福祉法人は社会福祉法による指導監査が義務付けられているほか、公益法人については埼玉県による監査等が実施されています。

（２）対象となる外郭団体

対象となる外郭団体は以下のとおりです。

団体名（設立の古い順）	（１）定義		担当課
	ア	イ	
社会福祉法人上尾市社会福祉協議会	○	○	福祉総務課
上尾都市開発株式会社	○	○	行政経営課
上尾市観光協会	—	○	商工課
公益社団法人上尾市シルバー人材センター	—	○	高齢介護課
公益財団法人上尾市地域振興公社	○	○	行政経営課
公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター	○	○	商工課

３ 外郭団体に求める姿

（１）基本的事項

- ・ 団体の設立目的を踏まえ、本市の政策や施策と連携して事業を実施し、社会・経済情勢や市民ニーズに的確に対応しながら、公共的・公益的なサービスを提供すること。
- ・ 独立した団体であることから、不断に経営改革に取り組み、自らの責任による経営を行うこと。

（２）組織、人事制度及び給与制度

- ・外郭団体の組織は、団体の事業規模に応じたものとし、簡素で効率的な執行体制とすること。また、職員については資質の向上や組織の活性化を図るため、職員研修や組織内の人材育成に取り組むこと。役員については、職務権限や責任にふさわしい人材を積極的に登用すること。
- ・職員の採用にあたっては、公平・公正を確保し、それぞれの外郭団体が行う業務の内容等を踏まえ、柔軟に対応すること。
- ・職員の給与については、事業内容が同様の民間事業者等の賃金状況や当該団体の経営状況を十分勘案のうえ定めること。

（３）財務管理

- ・安定した経営を行うために、中長期的な経営計画の策定に努めること。
- ・自主的・自立的な経営に向け、経費削減を不断に行うとともに、収益事業の拡充や会員数・寄附金の増加など、自主財源の確保に努めること。
- ・財務状況を的確に把握し、財務指標が悪化している場合には早期に経営の健全化に取り組むこと。
- ・基本財産等については、安全性を重視した上で、より効果的な運用に努めること。

（４）事業運営

- ・公共性が高い事業については、市と緊密に連携調整を行うこと。
- ・民間企業の経営手法等も参考にし、常に効率的・効果的な事業運営を行うこと。
- ・社会情勢の変化や市民ニーズの把握に努め、これらに応じた新規事業の企画や既存事業の見直しに努めること。

（５）情報公開及び情報発信

- ・事業運営及び経営状況の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすため、ホームページ等を活用して事業報告書、決算報告書等の情報を積極的に公開すること。
- ・上尾市情報公開条例において対象とされている外郭団体においては、当該条例を踏まえ情報公開を行うこと。

4 外郭団体に対する市の関与のあり方

(1) 基本的な視点

外郭団体は独立した団体である一方、その経営状況により本市の行政サービス等に影響を及ぼす可能性があることから、市の各種施策の発展や外郭団体の健全な経営等に向けて以下の点で検証し、適切な関与を行います。

- ・ 外郭団体としての適合性

外郭団体はそれぞれ設立目的がありますが、社会情勢や市民ニーズの変化があってもなおその団体の存在意義を有するか検証します。

- ・ 事業運営の効率性

外郭団体が行う事業等に関して、最小の経費で最大の効果が得られるよう効率的・効果的に運営しているか検証します。

- ・ 経営の健全性

市からの受託事業等に依存するのではなく、常に自主財源の確保やコスト削減に取り組んでいるか検証します。

- ・ 団体としての透明性

外郭団体に対する透明性や信頼性を確保するため、ホームページ等により事業内容や経営状況を積極的に公開しているか検証します。

(2) 財政的関与

①外郭団体は独立した事業主体であり、その経営は自助努力によるのが原則となることから、団体を維持するための安易な財政支援とならないよう市は留意することとします。

②外郭団体に対する補助金については、団体が自主財源の確保や経費削減を行ったうえで補助対象経費を精査するとともに、その適正化を図ることとします。

③外郭団体への出資等については、団体の設置目的や事業の実施状況等を勘案しながら、公益性等を踏まえ検討を行うものとします。なお、市の出資等は必要最小限に留めるものとします。

④外郭団体が、市からの財政的支援や受託事業収入ではない、他の収益事業等によ

る自主財源の確保の取組を行うときは、団体の設置目的に反しない限り支援するものとします。

(3) 人的関与

①外郭団体の経営責任の所在を明確にするとともに、その自主性や独立性を確保するため、市職員を団体の職員としての派遣は原則行わないこととします。

②外郭団体の役員については、出資者として、当該団体経営のための適切な責務を果たす必要はありますが、団体の自主性を尊重し、民間事業者としての能力を最大限引き出す観点から、市職員（退職者・特別職を含む）の就任は必要最小限とします。

(4) 確認

①外郭団体の設立目的と照らしてその存在意義を確認するとともに、市の財政的関与の妥当性について都度把握し、確認を行います。

②外郭団体の経営状況等について適切な把握を行うことは特に重要であることから、当該団体の経営状況等を把握し、妥当性や改善の必要性について確認を行います。

(5) 経営状況の公表

外郭団体の経営状況について、人的状況や本市の関与の状況等を所定の様式により毎年公表するものとします。

5 実施体制

外郭団体における経営状況に関する指導等は、当該団体との連絡調整を行う所属が行うものとします。ただし、関与状況の総括や各所属への連絡調整は、行政経営部行政経営課が行うものとします。